

平成27年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2 障がい者の地域生活支援の充実
-----	------------------

施策主管課	障がい福祉課	総合計画記載頁	89ページ
-------	--------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	3 障がいのある人の生活を充実する	政策の達成目標 (基本施策目標)	障がいのある人が、地域の中で、人格と個性を尊重され、自立し、安心して充実した生活を送っています。
------	-----------------------------	----------------	-------------------	---------------------	--

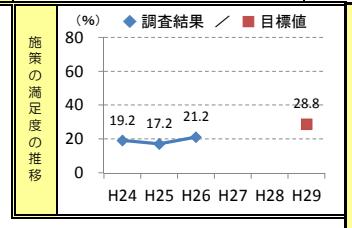
2 施策の取組状況

施策目標	障がい者が地域において、安心して生活を送っています。
------	----------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	施設入所者の地域生活への移行者数	単年度目標値	88	98	108	118	128	138		A	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	19.2%	17.2%	21.2%			
		実績値	101	103	104															
		目標値(H29)	138	単年度の達成度	114.8%	105.1%	96.3%													
指標2	グループホーム利用者数	単年度目標値	348	363	379	363	378	393	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)	B									
		実績値	322	339	342															
		目標値(H29)	393	単年度の達成度	92.5%	93.4%	90.2%													
指標3		単年度目標値							A	【参考】中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29		
		実績値																		
		目標値(H29)		単年度の達成度																

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割超が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上] 概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満] やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]		

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況	
---------------------	--

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国においては、障がい者の人権や尊厳尊重を促進するため、平成26年2月に「障害者権利条約」を発効したほか、平成26年5月に「障害者総合支援法」に基づく「第4期障害福祉計画」の基本指針を告示し、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた施策の強化を図ることとした。</li> <li>・本市が平成25年6月に実施した障がい者のニーズ調査においては、障がい者の高齢化・重度化に対応した福祉サービスの充実や、就労支援など自立を支援する施策の充実、障がい者が社会的障壁を感じることなく生活できる社会環境づくりが求められている。</li> </ul>	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者に対するアンケート(H25)においては、「障がい者サービスに満足している人の割合」が83.3%であり、施策に対する当事者の満足度は高いと言える。また、「障害者総合支援法」の施行から1年が経過し、制度の充実や共生社会の実現に向けた理念が広く浸透したことや、障がい者に対する相談支援事業や医療費の助成に取り組んできたこと等により、前年度より向上したと考えられる。</li> </ul>
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の相談支援体制の充実や、施設整備等に係る補助金の助成など、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができる環境づくりを推進したことにより、障がい福祉施設入所者の地域生活への移行者数及びグループホームの利用者数は、概ね目標値を達成している。</li> <li>また、平成27年3月に策定した「第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画」において、平成27年度~29年度の新たな目標値を設定した。</li> </ul>		

総合評価	83点
概ね順調	

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業が属する総合計画の 構成事業名	事業内容		事業の 進捗状況	H26 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	地域自立支援協議会運営	★	地域生活相談体制の充実	障がい児・者、市民	会議の運営	計画どおり	479	H20		障がい者自立支援協議会の全体会・各部会を定期的に開催し、地域の関係機関等によるネットワークの構築と、地域支援体制にかかる課題の共有と改善を図っていく。 また、今年度より「地域生活支援拠点等を1か所整備」の実現に向け、自立支援協議会に部会を設置し、検討を進めていく。
2	障がい者生活支援事業	○★	地域生活相談体制の充実	地域において生活支援を必要とする在宅障がい者及びその家族	福祉サービス等に関する相談機能を有する地域生活支援センターの運営	計画どおり	50,400	H18		総合的・専門的な相談の対応や身近な場での相談支援など、障がい者の相談支援体制の充実に向け、平成27年4月に設置した基幹相談支援センターの円滑かつ効率的な運営と評価・検証を行うとともに、地域における相談支援体制について問題把握と課題整理を進めていく。
3	成年後見制度(障がい福祉課)		障がい者への権利擁護支援の強化	成年後見制度の利用を必要とするが自ら申し立てができない知的障がい者	首長からの家庭裁判所への申立	計画どおり	20	H18		障がい者の権利擁護の推進に向け、制度の周知に努めるとともに、必要に応じて市長申立を行う。
4	障がい者への虐待防止事業		障害者の虐待防止対策の強化	障がい児・者、障がい福祉サービス事業所、市民	障がい者虐待防止センターの設置、虐待防止のための周知・啓発	計画どおり	0	H24		障がい者に対する虐待の通報に対し、迅速かつ確に対応するとともに、高齢者や児童、DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図る。 また、市民や障がい福祉サービス事業所に対し、虐待防止に関する周知・啓発活動に取り組んでいく。
5	グループホーム設置費補助金	○★	グループホームの設置促進	グループホームを設置する社会福祉法人等	改修費に対する補助	計画どおり	837	H15		グループホームの住環境の整備を促進するため、グループホームを運営する法人に対して、補助制度の周知を図っていく。
6	福祉電話等事業		居宅・通所サービス提供の充実	自宅に加入電話を保有していない低所得世帯に属する、身体障がい者手帳2級以上の者	福祉電話の設置	計画どおり	2,524	S49		外出が困難な障がい者が、相談、助言、安否確認のサービスの提供を受けることにより、安心して地域で社会生活を送ることができるため、設置後の利用者の状況を把握しながら、事業に取り組んでいく。
7	重度身体障がい者住宅改造費補助金		居宅・通所サービス提供の充実	重度身体障がい者(児)	住宅改造費補助	計画どおり	1,266	S48		重度身体障がい者の日常生活を容易にするため、住宅設備を改造する経費の一部を補助し、重度身体障がい者の生活環境整備の充実を図っていく。
8	精神通院医療費助成事業		居宅・通所サービス提供の充実	自立支援医療の支給認定を受けた者のうち、世帯の所得区分が低所得の区分に認定されたもの	医療費の助成	計画どおり	28,449	H18		精神障がい者の通院医療に要した医療費の一部を助成し、精神障がい者が必要な医療を受けられるよう、支援していく。
9	身体障がい者手帳交付事務		居宅・通所サービス提供の充実	身体障がい者	手帳の交付	計画どおり	198	H8		身体障がい者が各種サービスを利用できるよう、医師の診断書に基づき正確かつ迅速な手帳の認定・交付に取り組んでいく。
10	緊急通報システム		居宅・通所サービス提供の充実	一人暮らしの重度身体障がい者	緊急通報装置の設置	計画どおり	263	H18		緊急通報システムの設置を促進し、一人暮らしの重度身体障がい者等の安全確保を図っていく。
11	日常生活用具給付事業		居宅・通所サービス提供の充実	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	日常生活用具の給付	計画どおり	112,233	H18		在宅の重度心身障がい者に日常活動訓練、社会適用訓練等を提供し、身辺処理能力、社会適応能力の向上を図るため、障がい者のニーズを反映させながら日常生活用具の給付に取り組んでいく。
12	重度心身障がい者医療費助成		居宅・通所サービス提供の充実	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(A1・A2)、身体3・4級と療育手帳B1を併せ持つ者	医療費の助成	計画どおり	929,162	H8		重度心身障がい者がいつでも安心して医療にかかれる在宅生活を送ることができるよう、重度身体障がい者の身体的特性や生活・経済環境などに配慮し、医療機関窓口での医療費の支払いや助成申請の手続きをなくし本人やその家族など介護者の負担を軽減するための「現物給付方式」を実施していく。
13	心身障がい者福祉手当		居宅・通所サービス提供の充実	国の特別障がい者手当を受給していない ①身体障がい者1・2級の者②療育手帳A・A1・A2、B1(知能指数50以下)の者	月5,000円の手当	計画どおり	447,280	S44		重度心身障がい者の在宅生活を支援するため、引き続き、手当を支給する。

14	特定疾患患者福祉手当		居宅・通所サービス提供の充実	市が指定した特定疾患に該当する者で心身障がい者福祉手当を受給していない者	月5,000円の手当	計画どおり	285,920	S49		特定疾患患者の在宅生活を支援するため、引き続き、手当を支給する。
15	デイケア事業		居宅・通所サービス提供の充実	15歳以上で医学的管理を要しない在宅重度心身障がい者	身辺処理能力や社会適応力を身につけるための訓練や指導	計画どおり	13,839	S48		日常生活動作訓練等を行うデイケア事業を実施し、在宅の重度心身障がい者の身辺処理能力・社会適応能力の向上に取り組んでいく。また、国の施策の動向を見据えながら、事業のあり方を検討していく。
16	障がい者福祉施設整備費補助金	★	居宅・通所サービス提供の充実	市内で障がい福祉施設を運営する社会福祉法人	施設整備に要する費用の一部助成	計画どおり	21,700	H11		障がい福祉施設を整備する事業者に整備費用の一部を助成することにより、障がい福祉施設の基盤整備の促進を図っていく。
17	障がい者福祉施設小規模整備費補助金		居宅・通所サービス提供の充実	市内で障がい福祉施設を運営する社会福祉法人	福祉施設の小規模整備費等の一部助成	計画どおり	1,184	H8		国庫補助の対象とならない小額の施設整備について補助する制度であり、施設の老朽化が進行していることから、施設環境の向上を図るため、事業を継続していく。
18	福祉ホーム運営費補助金		地域生活支援事業の充実	福祉ホームを運営する社会福祉法人等	運営補助	計画どおり	6,601	H16		福祉ホームの運営を補助することにより、安定した居住環境を確保し、住居を必要とする障がい者の地域生活を支援していく。
19	移動支援事業		地域生活支援事業の充実	屋外での移動が困難な障がい者・児	サービスの提供	計画どおり	127,405	H18		移動支援事業を実施し、屋外での移動が困難な障がい者・児の地域生活における自立、社会参加の促進を図っていく。また、国の施策の動向(通学支援の是非)を見据えながら、事業のあり方を検討していく。
20	日中一時支援事業		地域生活支援事業の充実	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	一時的な活動の場を提供	計画どおり	193,616	H18	先駆的	障がい児者に対し、社会に適應するための訓練やその他必要な支援を提供するとともに、他の類似事業(放課後等デイサービスなど)との連携・分担を図りながら、日中活動の場を確保や介護者の負担軽減に取り組んでいく。
21	地域活動支援センター事業(民間)		地域生活支援事業の充実	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	サービスの提供	計画どおり	106,507	H18		障がい者が地域での安定した生活を送れるよう、日中の活動の場を提供するとともに、国の施策の動向を見据えながら、事業のあり方を検討していく。
22	訪問入浴サービス事業		地域生活支援事業の充実	在宅の重度身体障がい者及び重症心身障がい児	サービスの提供	計画どおり	18,750	H18		在宅の重度身体障がい者・児で単身での入浴が困難な方に対し、必要な訪問入浴サービスが提供できるよう、安定的なサービス提供に取り組んでいく。
23	ここ・ほっと交流事業		身近な地域での生活支援	かすが園、若葉園、西部保育園、子育てサロン西部に通う園児やその保護者及び一般市民	季節に応じた行事カリキュラムに加え、日常保育の中で交流事業を実施する。	計画どおり	558	H19		行事カリキュラムや日常保育の中で頻りに交流を実施しており、子供たちや職員にとっても自然な形で交流事業が実施できている。今後は、さらに障がいに対する保護者同士の相互理解が深まるよう、交流事業の内容や実施方法を検討していく。
24	乳幼児発達健診事業		早期発見・早期支援の充実	市民(乳幼児健診でスクリーニングされた児等)	発達検診の実施	計画どおり	1,714	H8		乳幼児の健やかな発達を支援するため発達に遅れのある児等に対して専門医師及び臨床心理士による診察・検査等を行ってきたが、迅速性や利便性、向上の観点から効果的な事業とするため「障がい児診療検査事業」及び「子ども発達相談室」のそれぞれの事業の充実を図り、それらに統合したため平成26年度末をもって終了とした。
25	子ども発達相談室		発達相談の充実	市民(発達の遅れなどについて心配している児童及び保護者)	電話・面接相談の実施	計画どおり	331	H19		発達に遅れのある児及び保護者に対して、不安を軽減し、適切な時期に療育が提供できるよう、心理相談員の業務(質・量)の見直しを行うなど相談待ちの解消を図ってきた。今後は、乳幼児発達健診事業の廃止に伴い、利用者の増加が見込まれるため、地区保健師との連携強化を図るとともに、対象児のすむわけ基準を設けるなど、より効果的な相談体制を再構築していく。
26	発達支援ネットワーク推進事業	○★	障がい児発達支援ネットワークの推進	市民及び関係機関・団体	関係機関・団体との連携による支援の推進	計画どおり	593	H20		乳幼児期から就労にわたり、ライフステージに応じた一貫した支援を提供するため、関係機関との連携推進を目的にネットワーク会議を実施している。平成26年度は発達障がいへの理解を推進するため、障がい理解啓発紙「発達障がいを見直そう！(乳幼児期編)」を作成し市民や支援者に配布したところである。今後は、次の段階である就学期における障がい理解啓発の推進に取り組む。
27	ここ・ほっと巡回相談事業		・身近な地域での支援の充実 ・発達が気になる子の早期支援の充実	市民(保育所・幼稚園・なかよしクラブ・子育てサロンに通う児)	・訪問支援の実施 ・講演会の実施	計画どおり	994	H19		発達の気になる子を早い段階で必要な専門的支援につなげるため、H26年度に市内全園を対象にアンケートを実施し、園の困り感や園訪問へのニーズ等を把握した。今後は、就学を見据えながら障がい特性に応じたきめ細かい支援を行うため複数回訪問するなど、実施方法についての見直しを図っていく。また、5歳児チェックリストについては、効果的な活用に向けて検証していく。

28	通園事業の運営		・身近な地域での支援の充実	医療型児童発達支援センター(かすが園)・児童発達支援センター(若葉園)に通う児童及び保護者	社会適応に向けた療育の提供及び保護者支援	計画どおり	27,379	H19		TEACHHプログラム(世界の国々で実践されている発達障がい児の療育方法)の開始から3年が経過し、療育効果が上がっている。今後も、専門職との連携を強化しながら個別指導、グループ指導などを実施し、一人一人の障がい特性に応じた効果の高い療育方法を導入していく。
29	重症心身障がい児プール活動支援事業		・身近な地域での支援の充実	18歳未満の重い運動障がいのある重症心身障がい児	施設内にある温水プールを利用してプール活動を行い生活の質を高める。	計画どおり	555	H20	独自性	重い運動障がいのある重症心身障がい児に対し、心身のリラクゼーション、呼吸、循環器能力を高めるとともに、生活の質の向上を促すため、月2回のプール活動を行っている。プール活動は、通年で実施することにより日常生活習慣に定着し普段できない動きができるようになるなどの児の運動機能の向上や健康面に有効であるため、今後についても利用児の安全を確保するとともに活動回数について医師との調整を図り、回数を確保しながら実施していく。
30	障がい児療育事業		・身近な地域での支援の充実	18歳未満の障がい児、またはその疑いのある児	医師の指示のもとに理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員による療育指導の提供	計画どおり	271	H19		障がい児の症状の改善を図り、日常生活動作を身につけ自立を目指すため、医師の診断のもとに専門職が療育指導を行っている。児の生活動作やコミュニケーション活動などの向上が図られていることから、継続して実施する。また、増加傾向にある利用児について、関係機関と連携し指導頻度の調整を行うとともに、専門職員の安定的確保に努めながら、より質の高い療育を提供していく。
31	障がい児診療検査事業		・身近な地域での支援の充実	19歳未満の障がい児、またはその疑いのある児	小児科医、リハビリテーション科医が診察し療育の指示を行う。	計画どおり	231	H19		適切な利用事業の方針決定や個々の発達に応じた療育の方向性を決めるため、医師による診療を行っている。適切な療育において医師の診断が必要不可欠であるため、医師の安定的な確保に努めながら、診療検査事業を実施していく。
32	早期療育支援事業		・身近な地域での支援の充実 ・発達が気になる子の早期支援の充実	障がい疑われる幼児及びその保護者	児の発達を促すため、保育士が遊びを通じた指導を行うとともに、保護者の不安の軽減と障がい受容を促す。	計画どおり	239	H19	独自性	障がい疑われる児の発達を促すとともに保護者の不安軽減と障がい受容を促すため、保育士による児への個別指導・グループ指導及び保護者への助言指導を実施している。児の発達面及び保護者の子育て不安の軽減面から効果があり、特に他に類を見ない個別指導により、児の特性に合わせた療育ができたため、継続して実施する。また、身近な地域において早期の支援を行えるような仕組みを検討する。
33	家族支援事業		・身近な地域での支援の充実	子ども発達センター事業利用者の保護者	親の養育技術を向上させるペアレントトレーニング及び心理相談員によるカウンセリングを行う家族サポート	計画どおり	110	H22		障がい児を抱える家族の障がい受容に伴う様々な苦悩や育児に対する不安など、精神的負担を軽減するため、心理相談員によるカウンセリングを一人当たり年数回実施するとともに、ペアレントトレーニングを年6回実施している。保護者の精神的負担軽減に効果があることから、事業を継続して実施する。27年度は、きょうだい支援について、保護者対象の講演会を開催し、障がいを持つ児にきょうだいがいる保護者に対して別の側面から精神的負担の軽減を図る。

#### 4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆障がい者の地域生活への移行の推進については、移行者数の伸びが停滞していることから、平成27年3月に策定した計画の目標達成に向け、グループホームの設置促進など住まいの場の充実や、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制など、地域生活を支援する施策の充実を図る必要がある。また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりが必要である。</p> <p>◆障がい者の日常生活の支援の充実については、障がい福祉サービスの利用者が年々増加していることから、必要な障がい福祉サービスが確保できるよう、社会福祉施設整備費補助金を活用し、障がい福祉施設の整備促進を図る必要がある。また、ホームヘルプなど訪問系サービスの利用者も年々増加しており、ヘルパーなど支援員の人材確保が必要であることから、事業者に対する各種研修の情報提供など人材育成を支援する必要がある。</p> <p>◆障がい児の療育体制については、引き続き、関係機関等と有機的に連携し、障がい児の早期発見・早期支援に努めるとともに、相談機能や療育の充実を図りながらライフステージに応じた一貫した支援を提供する必要がある。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉</p> <p>◆障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、基幹相談支援センターを中核とした地域相談体制の充実を図るとともに、障がい者の地域移行を推進するため、地域生活支援の拠点づくりやグループホームの設置を促進していく。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>◆障がい者生活支援事業 平成27年4月に設置した基幹相談支援センターの円滑かつ効果的な運営に取り組むとともに、地域における相談支援の問題把握と課題の整理を進め、障がい者の相談支援体制の充実を図っていく。</p> <p>◆グループホーム設置費補助金 障がい者の地域移行を促進する住まいの場を確保するため、補助制度の周知を図り、グループホームの設置を促進していく。</p> <p>◆発達支援ネットワーク推進事業 障がい児が、自立に向け個々の能力を発揮できるよう、引き続き、療育機能の充実を図るとともに、関係機関等と連携し、ライフステージに応じた一貫した支援を提供していく。</p> <p>〈その他個別事業〉</p> <p>◆地域自立支援協議会運営 障がい者の重度化・高齢化に対応する地域生活支援拠点の整備に向け、今年度より自立支援協議会に部会を設置し、検討を進めていく。</p> <p>◆乳幼児発達健診事業 より効果的な早期からの療育を実施するために「障がい児診療検査事業」「子ども発達相談室」へ機能を統合した。</p>